

第四次稲城市男女共同参画計画（平成 28 年度～37 年度）

男女平等推進いなぎプラン

推進状況調査報告書

（令和 4 年度事業実績に対する評価）

稲 城 市

はじめに

稲城市では、すべての個人がお互いにその人権を尊重し、責任も喜びも分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、市が行う施策の基本的方向を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進していくために、稲城市男女共同参画計画「男女平等推進いなぎプラン」に基づき、施策を推進してまいりました。

そして、平成 27 年度に第四次男女平等推進いなぎプラン（計画期間：平成 28 年度から平成 37 年度まで）を策定し、4 つの目標に向けて 11 の施策の方向、18 の施策を掲げています。

本報告書は、令和 4 年度における事業に対する担当課の振り返り及び稲城市男女共同参画計画推進協議会からの意見などを反映させ、事業実績としてまとめたものです。また、今回の実績を踏まえて、次年度の事業に期待を寄せた協議会からの提言を目標ごとに打ち出しています。

今後とも稲城市の男女共同参画の更なる推進につなげていくため、関係各位には引き続き、男女平等推進事業の実施に対しご理解及びご協力をお願いいたします。

令和 6 年 3 月

稲城市産業文化スポーツ部市民協働課

目 次

男女平等推進いなぎプラン 体系図	1
報告書の見方	3
推進状況調査結果の概要	5
男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ<調査結果>	6
今後の事業に期待すること（稲城市男女共同参画計画推進協議会から）	7

推進状況調査結果

目標Ⅰ あらゆる分野へ男女共同参画を進める

施策の方向

- 1 男女平等の意識づくり（固定的性別役割分担意識の解消）
- 2 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

目標Ⅱ 人権を尊重し 配偶者からの暴力を根絶する

施策の方向

- 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援
- 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向

- 1 労働の場における男女共同参画の推進
- 2 家庭での男女共同参画の推進
- 3 子育て施策の推進
- 4 介護の社会化の推進
- 5 地域における男女共同参画の推進

目標Ⅳ いなぎプランを推進する

施策の方向

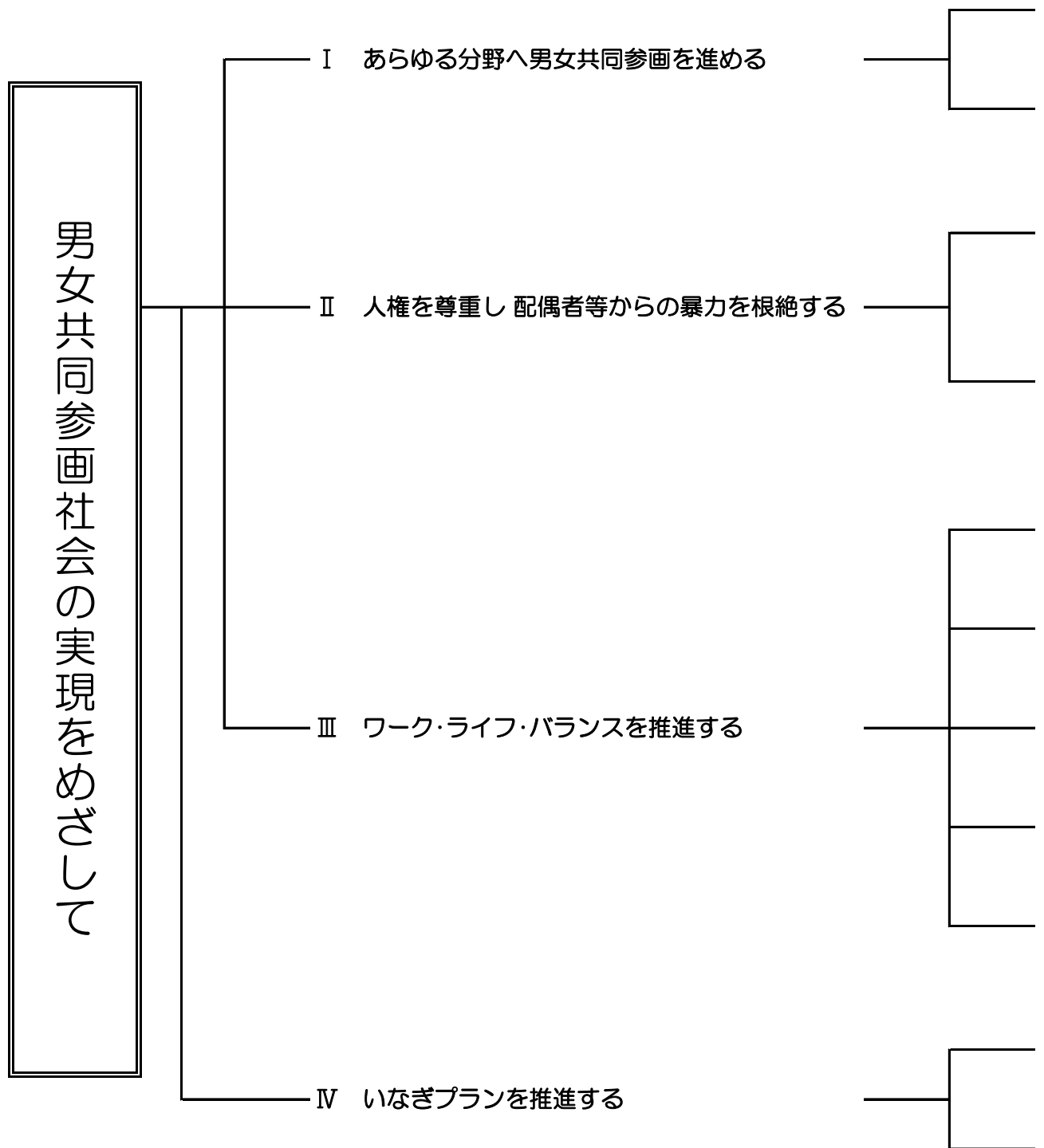
- 1 いなぎプランの推進
- 2 男女平等推進センター事業の充実

資料

男女平等推進いなぎプラン（第四次）推進状況調査 時系列実績	107
稲城市における政策決定過程への女性の参画状況	115
用語解説	116
稲城市男女共同参画計画推進協議会	118
稲城市男女平等推進本部	118

男女平等推進いなぎプラン 体系図

目 標



施策の方向

施策

- 1 男女平等の意識づくり
(固定的性別役割分担意識の解消) — (1)学校における男女平等の推進
— (2)家庭・地域における男女の意識改革
- 2 政策・方針決定過程における男女共同
参画の促進 — (1)委員会・審議会等への女性委員の参画の促進
— (2)男女共同参画の視点を入れた防災対策の推進
- 1 人権の尊重及び生涯を通じた健康支援 — (1)人権を尊重する意識の普及・啓発
— (2)性に関する正確な知識の普及 及び 健康支援
- 2 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶 — (※1) (※2)
(1)配偶者等からの暴力防止及び被害者支援
(稲城市配偶者等暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
— (2)男女平等を阻むハラスメントの防止
- 1 労働の場における男女共同参画の推進 — (1)女性の就労支援
— (2)企業や事業主への啓発
- 2 家庭での男女共同参画の推進 — (1)男女がともに家事・育児・介護に参画するための支援
- 3 子育て施策の推進 — (1)子育て支援の充実
— (2)ひとり親家庭の支援
- 4 介護の社会化の推進 — (1)介護施策の充実
- 5 地域における男女共同参画の推進 — (1)地域活動への参画の促進
- 1 いなぎプランの推進 — (1)庁内推進体制の充実
— (2)いなぎプランの進捗管理
- 2 男女平等推進センター事業の充実 — (1)男女平等にかかる事業の充実

(※1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」では、内縁関係や元配偶者、同居の交際相手までを対象としていますが、本計画では、法律に定める対象よりも範囲を広げ、恋人等の親密な関係にあるパートナーなどからの迫害や暴力、ハラスメントも対象とするため、「配偶者」ではなく、「配偶者等」と表記しています。

(※2) 暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・社会的・性的暴力も含まれます。

報告書の見方

1 評価の方法

(1) 担当課による自己評価

事業について、担当課が実施内容の報告をするとともに自己評価を行います。

(2) 稲城市男女共同参画計画推進協議会による評価

担当課の行った自己評価の内容について、男女平等の視点から確認しながら担当課への質問事項やコメントについても検討したのち、まとめます。さらに、今後の事業に期待することとして提言を添えます。

(3) 稲城市男女平等推進本部による評価

庁内推進組織である男女平等推進本部（本部長：副市長）において、担当課の自己評価及び男女平等参画関係事業等を報告し、施策の推進状況について点検・評価を行います。

掲載例

事業	計画	担当課
<div data-bbox="135 1294 1439 1711"><p>●「計画」欄 第四次いなぎプランの計画期間は、平成28年度～37年度までです。 表記は、次のような意味をもつものとします。</p><ul style="list-style-type: none">継続：第三次いなぎプランから継続している事業充実：第三次いなぎプランから継続している事業で、平成28年度以降充実していく予定のある事業新規：第四次いなぎプランから新たに登載した事業 第三次いなぎプランから継続している事業で、新たな取組みが加わった事業</div>		

2 担当課による自己評価の基準

男女平等の視点に立って事業展開が図られたかどうかを自己評価します。

男女平等が直接の目的ではない事業においても、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業については、()内をもとに評価します。

A	男女平等の視点を十分に配慮し、事業も十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業が充分実施できた。)
B	男女平等の視点を十分に配慮したが、事業の実施については工夫や改善が必要だった。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業の実施については工夫や改善が必要だった。)
C	男女平等の視点への配慮が十分とはいえないが、事業は十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業は実施できなかった。)

【年度当初の目標】 調査結果を参考にした事業の実施を図る。

令和4年度事業実績(数値など具体的な実績)	事業実施の評価	事業実施の評価に対する担当課コメント
<p>○市民実態調査 10年に1度実施を予定する調査で、直近では平成26年度に実施(第四次男女平等推進いなぎプラン策定の基礎資料とするため)。次回は令和6年度に実施予定。</p> <p>○職員の意識調査 5年に1度実施を予定する調査で、令和3年度に実施。次回は令和7年度に実施予定。</p>		<p>○職員意識調査を行ったので、調査結果をもとに職員への男女平等の意識改革に役立てていきたい。</p>

●「担当課コメント」欄
事業実施の評価に対して、なぜこの評価なのかという説明や、実施した結果に対するコメントが記載されています。

【質問】

○令和6年度の市民実態調査へ向けて調査内容の検討予定などはありますか。

→【担当課回答】

○現在のところ、これから秘書広報課と実施方法を調整しながら検討いたします。

【協議会からのコメント】

○職員意識調査を実施したことにより、課題の洗い出しから「啓発・情報提供」の事業担当である人事課とも連携し、世

●協議会から質問・コメント
事業に対するコメントや質疑応答があった場合に掲載されています。

推進状況調査結果の概要（令和4年度実績）

1 調査の概要

(1) 目的

「男女平等推進いなぎプラン」の着実な推進を図るため、毎年度ごとに各事業の実績を集約し、計画の推進状況を明らかにするものです。

(2) 調査対象

男女平等事業担当課 17課、60事業（延べ88課）

【担当課】総務契約課、人事課、市民課、観光課、市民協働課、高齢福祉課、障害福祉課、健康課、子育て支援課、子ども家庭支援センター課、児童青少年課、防災課、学務課、指導課、生涯学習課、図書館課、市立病院

※関係各課については全庁的に「取組み状況調べ」を実施しているため、含めず。

(3) 調査項目

- ①事業実績
- ②男女平等の視点に立った事業実施の評価
- ③事業実施の評価に対する担当課コメント

2 男女平等の視点に立った事業実施の評価の状況

令和4年度

(単位：課)

目 標	令和4年度				令和3年度			
	A	B	C	合計	A	B	C	合計
I あらゆる分野へ男女共同参画を進める	11	2	0	13	11	2	0	13
II 人権を尊重し 配偶者等からの暴力を根絶する	21	0	0	21	20	1	0	21
III ワーク・ライフ・バランスを推進する	31	2	0	33	32	1	0	33
IV いなぎプランを推進する	20	1	0	21	20	1	0	21
合 計	83	5	0	88	83	5	0	88
	94.3%	5.7%	0.0%	100.0%	94.3%	5.7%	0.0%	100.0%

※課数は延べで集計。1つの事業に複数の課が関わる場合は、各々評価をカウントしています。

【事業実施評価の内訳】

A	男女平等の視点を十分に配慮し、事業も十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業が充分実施できた。)
B	男女平等の視点を十分に配慮したが、事業の実施については工夫や改善が必要だった。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業の実施については工夫や改善が必要だった。)
C	男女平等の視点への配慮が十分とはいえないが、事業は十分実施できた。 (男女平等が直接の目的ではないが、その事業が充実することにより結果的に男女平等が推進される事業は実施できなかった。)

男女平等推進いなぎプラン 関係各課 取組み状況調べ

<調査結果>

第四次男女平等推進いなぎプラン（計画期間：平成28年度～平成37年度）の中で、全庁的に取組みを継続していくべき事業については「関係各課」と記載してあります。

推進状況を確認するために、該当事業について取組み状況に関する調査を行い、関係各課が自己評価をしました。自己評価を通して事業実施内容を振り返り、さまざまな分野において男女共同参画が推進されていく体制づくりを目指します。



©K.Okawara・Jet Inoue

評 価	
○	実施した または できた
△	配慮したが、実施については工夫や改善が必要だった
×	十分にはできなかった
—	該当事業なし

回答部署数： 49

項目	質 問	事 業	評 価			
			○	△	×	—
項目1	委員会・審議会等における女性委員の積極的な登用や、委員の男女比の均衡に配慮し、実施しましたか。	女性委員の積極的登用と委員の男女比の均衡	21	9	0	19
項目2	広報物の作成にあたり、「女の人はこちら」「男の人はこちら」というように、性別に関する思い込みや偏見をつくるおそれのある表現をしたり、暴力を許容するような表現、人目をひくため不必要に女性を飾り物・性的対象物として表現することのないよう、注意を払って実施しましたか。	男女平等の視点でのメディア・リテラシーに関する啓発と男女平等に配慮した広報物の作成	37	0	0	12
項目3	DV（配偶者等からの暴力、デートDV含む）の問題について、相談しやすい環境を作り、解決に向けて取り組みましたか。	配偶者等からの暴力に関する相談事業の実施	10	0	0	39
項目4	DV（配偶者等からの暴力、デートDV含む）の問題について、被害に遭った方の支援に向けた関係機関の協力体制を図ることができましたか。	配偶者等からの暴力による被害者支援に向けた関係機関の連携強化等	12	0	0	37
項目5	事業実施の際、仕事をしている人や子育て中の方も参加できるように、託児付きセミナーにしたり、曜日や時間帯に配慮しましたか。	男女が共に家事・育児・介護に参画するための啓発・情報提供	17	5	1	26
項目6	男女が共に地域活動へ参画できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から啓発・情報提供をしましたか。	地域活動への参加促進のための啓発・情報提供	16	3	0	30
項目7	男女が共に地域活動へ参画できるよう、曜日や時間帯に配慮した事業実施をしましたか。	男女が共に参画できる地域活動の機会の提供	22	1	0	26
項目8	育児・介護休業、短時間勤務、休暇を取りやすい環境づくりや時間外労働の削減に努めるなど、多様で柔軟な働き方ができるよう取り組みましたか。	男女が共に働きやすい環境整備	44	2	1	2
項目9	本調査や男女平等推進いなぎプラン推進状況調査などへの回答を通して、適正な点検や評価を行えていますか。	男女平等推進いなぎプラン推進状況調査の実施及び職員への周知	48	1	0	0
項目10	男女共同参画を推進するにあたり、市だけでは取組みが困難な施策については、国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携をしていますか。	国や東京都、周辺自治体及び関係機関との連携	15	3	0	31

本協議会では、今後の事業に反映されていくことを期待し、稲城市男女共同参画計画「男女平等推進いなぎプラン」の推進状況を点検するとともに評価及び提言を行っております。

今後の事業に期待すること

目標Ⅰ	あらゆる分野へ男女共同参画を進める
<p>1 学校においては、子どもたちが、男女が平等であることはもちろん性のあり方それ自体が多様であり、自由で尊重されるべきものだと学び、感じることができるよう学習内容および環境等を整備すること。その一環として、性的マイノリティや女性の児童・生徒に対する適切な配慮を講じること。こうした学校運営のために、教職員に対する啓発や情報提供等を継続し、教職員からの相談に応じられる仕組みを整えること。また、女性教員の管理・指導的立場への参画を促進するための実効的な策を講じること。</p> <p>地域においても、性の平等、性の多様性、性的マイノリティへの配慮等に関する啓発や情報提供を継続し、地域のなかに根強くのこる性差別を撤廃するために、自明視されてきた慣習や慣行、言語表現などを根気強く見直していくこと。</p> <p>2 市の政策・方針決定過程においては、委員会や審議会等への女性の参画率向上を妨げる要因を精査し、その見直しを図ること。また、多様な性の視点を取り入れて、性の平等を推進すること。災害対策においては、社会的に不利な立場に置かれた人々が災害によってさらなる不利益を被ってしまう現状を是正すべく、方針決定に女性や性的マイノリティの視点を取り入れ、災害弱者に配慮した避難所設営・管理運営を行うこと。</p>	

目標Ⅱ	人権を尊重し配偶者等から暴力を根絶する
<p>1 人権が普遍、平等、不可侵なものであり、多様な性のあり方やライフスタイルを認めることが人権にかかわる課題であると理解するための啓発・情報提供を継続すること。併せて、自分と他者の人権を守るための具体的な手段についても啓発や情報提供を実施すること。学校においては、包括的性教育を実施すること。リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、現行の啓発・情報提供に加えて、妊娠・出産をしない選択が尊重されるような情報提供も行う、あらゆる当事者が相談しやすい仕組みを考案すること。</p> <p>2 親密な関係性における暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントに関して、それらの暴力性や、背景にある性差別的な社会構造、および、防止や被害者救済に関わる法令や制度等に関する啓発・情報提供を行うこと。DVについては、被害の早期発見のために相談体制の拡充と周知を進め、被害者の安全とプライバシーを確保し、各機関で連携を図りながら速やかに対応し、二次被害を与えないよう十分配慮すること。セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント被害については、啓発や情報提供を継続しつつ、被害者からの相談に対応できる仕組みづくりを検討し実効的な策を講じること。</p>	

目標Ⅲ	ワーク・ライフ・バランスを推進する
<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="193 286 1430 439">1 企業や事業主が、男女共同参画や性の平等、多様性を尊重する社会についてより理解を深め、誰もが自分らしく働ける環境づくりを支援すること。女性の就労支援については、市内外の関係機関と連携して、就労セミナーや相談の充実を図ること。働き方改革関連法及び法改正については、市内企業への周知徹底と取り組みの支援を推進すること。 <li data-bbox="193 488 1430 712">2 働き方の多様化が進展する現在、仕事と家庭の両立は以前にも増して求められるようになってきている。この点を踏まえ、家庭内での家事、育児、介護等に対する性別による固定的な役割分業意識が解消され、希望する全ての人々が育児、介護等のための休暇を取得したり、家事、育児、介護等のサポートサービスを利用したりできるようセミナー等を実行し、より一層の支援をすること。また、安心して育児、介護に取り組める地域を目指して環境整備を図り、全ての人々が心身共に健康的でいきいきとした生活を実現、継続できるよう尽力すること。 <li data-bbox="193 761 1430 949">3 仕事と育児の両立実現に向けて、保育施設や学童クラブの拡充と質の向上、相談体制の整備、再就職とキャリアデザイン支援の充実をさらに推進し、働きたい人々が精神的サポートも得ながら自分らしく安心して働ける環境づくりをすること。また、ひとり親家庭や多子世帯、高齢者家庭、障害児を抱える家庭等への支援体制を充実させ、これを必要とする人への制度の周知を徹底すること。 <li data-bbox="193 999 1430 1111">4 性別や年齢に関わりなく、介護をしている人が仕事や学業、日々の活動を諦めることなく持続できる環境を整えること。そのために必要な情報提供や資格取得、スキルアップ支援等の周知徹底をはかり、継続に尽力すること。 <li data-bbox="193 1160 1430 1384">5 世代や性別による役割規範にとらわれず、共に暮らせる地域社会を育んでいくこと。デジタル化を推進して、家庭や仕事、地域活動に活用できる情報提供を可能とする環境を整備する必要がある。その為に、デジタル化に対応できる技術習得に関し、その習得策を具体的に検討すること。また、この地域に関わる産官学市民等全ての組織が連携して、地域防災や地域社会活動、生涯学習などを行える場を作り、参加の意義を広く市民に伝えてその普及に努めること。 	

目標Ⅳ	いなぎプランを推進する
<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="193 1644 1430 1832">1 いなぎプランを推進する事業所として、すべての市職員が、性別等にかかわらずそれぞれのライフスタイルに応じて、働きやすく、やりがいを感じ、希望あるキャリアデザインを描ける職場環境を整備すること。そのために庁内での男女平等に関する課題の分析により一層取り組み、検討課題に向けて対策を推進すること。また多様な性のあり方を尊重する視点から、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する事業に取り組み、プランの推進に努めること。 <li data-bbox="193 1881 1430 1993">2 男女平等参画社会の実現のために、市民に男女平等いなぎプランや男女平等推進センターの存在・利用方法を周知すること。また、市民との相互交流の場を拡充し、市民の要望に耳を傾け、事業をより充実させていくこと。 	